



令和4年度 赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援事業
地域に密着した多様な生活支援活動を応援する助成
神奈川県共同募金会 配分申請要項

社会福祉法人神奈川県共同募金会

1 趣 旨

コロナ禍が長期化する中、経済状況の悪化等により、社会的な課題が顕在化し、生活に困窮する方々や子ども・若者の生活課題が、さらに長期化・深刻化しています。

コロナ禍以降、神奈川県共同募金会では、地域の中でさまざまな課題を抱える方々を支援する活動を応援してきました。令和4年度も引き続き、地域に密着した多様な生活支援活動を資金面で応援するため、本要項に基づく配分事業を実施します。

2 実施主体

神奈川県共同募金会

3 協 力

神奈川県社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会

4 配分対象団体

こども食堂、学習支援、フードパントリー等、地域において子どもや家族、生活に困窮する方々等に対する支援活動を実施している民間非営利団体で、法人格の有無は問いません。

※営利を目的とする企業、団体は対象外です。

5 配分対象事業

コロナ禍において、生活課題を抱える子どもや家族、生活に困窮する方々、外国にルーツのある方々等を支援する活動で、その目的に対しての活動の緊急性が認められるものであり、その活動に伴う経費の必要性が認められるもの。（団体の通常活動は対象となりません）

6 配分対象となる事業の実施期間

令和4年4月～令和4年9月末

7 対象経費

今回、配分対象となる事業を実施するために必要とされる下記①～⑤の費用を対象とします。

①食材や弁当容器等の消耗品を購入した費用 ②参加したボランティアの交通費（実費）

③活動に使用した会場の賃借料 ④食品やお弁当等の配送経費

⑤ボランティア行事用保険料 など

※会場の賃借料については、貴団体および団体関係者が所有する会場を使用した場合は対象外とします。

8 対象とならない経費

- ・講師やボランティアへの謝金、人件費
- ・平常時の活動に使用することを主たる目的とする機器の購入費
- ・ボランティア活動保険料 ・単発のイベント等優先度が低いと判断される活動に係る費用
- ・補助金などの公的資金や他の助成金が充当される費用 ・配分対象期間外に支出した費用
- ・団体の通常活動に関わる費用(運営費) など

9 配分額 1 団体 20 万円以内

10 申請方法および配分決定等

- ・別紙申請書に必要事項を記入の上、下記提出先まで郵送で送付してください。
- ・配分の可否については、本会で審査のうえ結果通知を郵送いたします。
- ・配分金は、事業終了後の精算払いとなります。事業終了後 1 カ月以内に所定の活動・精算報告書および領収書のコピーを提出ください。
- ・活動について虚偽の報告等があった場合は、配分決定を取り消すことがあります。

11 申請期間

令和 4 年 4 月 1 日(金)～令和 4 年 9 月 30 日(金)

12 決定時期

原則として申請より 1 カ月以内

【申請書提出先】

社会福祉法人神奈川県共同募金会

〒221-0825

神奈川県横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター

【問い合わせ先】

TEL 045-312-6339

Email info@akaihane-kanagawa.or.jp